平成30年度福岡県包括外部監査の結果報告書(概要版)

福岡県包括外部監査人 工藤 重之

平成30年度の包括外部監査を終了いたしましたので、その概要をご報告いたします。

1 選定したテーマと監査対象

<u> </u>	
監 査 テーマ	子育て支援関連施策に関する財務事務の執行について
選定	我が国の人口は、平成 27 年の国勢調査において、大正 9 年の調査開始以来の人口減少
理由	となるなど、人口減少及び少子高齢化が進行している。全国 47 都道府県中、人口が増加
	しているのは8都県であり、福岡県(以下「県」という。)もその一つである。
	しかし、県においても、15 歳未満人口及び 15 歳以上 65 歳未満人口は減少し、65 歳以
	上人口の増加がその減少を上回ることで総人口が増加している状況にあり、少子高齢化は
	県でも進行している。また、地域によって状況は大きく異なり、子育て世代の世帯が増加
	している地域では待機児童の増加や学校の新設などが生じているのに対し、少子化が進行
	している地域では、学校施設の統廃合などが行われている状況にある。
	さらに、市町村が実施する就学援助の対象となる要保護及び準要保護児童生徒の割合は
	2割を超えており、子ども及びその保護者に対する支援の必要性も高い状況にある。
	国では、子ども・子育て支援新制度を平成 27 年度からスタートし、まち・ひと・しご
	と創生の柱として、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」を掲げており、
	県においても、「福岡県総合計画」をはじめとして、「福岡県人口ビジョン・地方創生総合
	戦略」「ふくおか子ども・子育て応援総合プラン」などの計画に基づき、様々な取組を行
	っているところである。
	このような状況を踏まえ、子育て支援関連施策に関する財務事務の執行について、関係
	法令等に準拠して遂行されているか、有効性や効率性等の観点から適切な運営が行われて
	いるか等を検討することは有意義であると考え、包括外部監査のテーマとすることが相当
	であると判断した。
監査の	子育て支援関連施策に関する部署として、人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成
対 象	局、保健医療介護部、福祉労働部及び教育庁教育振興部並びにその所管する出先機関を監
部署	査対象とした。さらに、地方自治法第 252 条の 38 第 1 項の規定に基づき、監査のため必
	要があると認め、監査委員と協議の上、公益社団法人福岡県保育協会を関係人とし、調査
	を実施した。
監査対	原則として平成 29 年度 (必要と認めた場合、平成 30 年度及び平成 28 年度以前の過年度
象期間	についても対象とした)

2 監査実施者

包括外部監査人	公認会計士 工藤 重之
包括外部監査人補助者	公認会計士6名、公認会計士試験合格者1名、行政実務経験者1名、
	アシスタント1名

3 報告書の構成

	4 -> 1101->0	
第1	監査の概要 (テーマ、対象、方法、実施者等)	1ページ~ 4ページ
第2	監査対象の概要	
1	福岡県の状況	5ページ~ 13ページ
2	国の子育て支援に関する施策	14 ページ~ 17 ページ
3	福岡県の子育て支援に関する施策	18 ページ~ 28 ページ
4	監査対象部署の概要	29 ページ~ 40 ページ
第3	監査の視点及び実施した監査手続	
1	監査の視点、2 実施した監査手続、3 監査対象事業の決定	41 ページ~ 42 ページ
4	監査の実施状況	43 ページ
第4	監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要	
1	監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要	44 ページ~ 46 ページ
2	所管部署別の監査の結果(指摘)及び監査の結果に添えて提出する意見	47 ページ ~ 136 ページ

4 監査の視点

(1)子育で支援関連施策に関する財務事務の執行の適切性

子育て支援関連施策に関する財務事務の執行が、法令等に基づき適切に行われているか。

- ・ 財務事務を行う根拠となる規則、要綱等(以下「規則等」という。)は整備されているか。
- ・ 規則等が、現在の子育て支援関連施策を取り巻く環境に対応したものとなっているか。
- 報酬、賃金等の支払いは、適切に行われているか。
- ・ 業務委託等の契約は、規則等に準拠して適切に行われているか。
- ・ 補助金等の交付は、規則等に準拠して適切に行われているか。
- 土地、施設、設備及び備品等は適切に管理されているか。

(2)子育て支援関連施策の有効性、効率性及び経済性

県の全体最適の観点から、実施している子育て支援関連施策が有効な手段及び内容となっているか。また、施策は効率的に実施されているか。さらに、費用対効果を踏まえた検討が行われているか。

- 施策の立案及び実施に当たって、その必要性は十分に検討されているか。
- ・ 施策の実施に当たって、対象者に対し、効果的な広報等が実施されているか。
- ・ 土地、施設、設備及び備品等は、その目的に対し有効に活用されているか。
- ・ 計画と実績の対比等により、実施した事業に対するモニタリングは適切に行われているか。
- 施策に係る財務事務に非効率な点はないか。
- ・ 施策実施に係る組織体制は、県民ニーズに対応したものとなっているか。
- ・ 国、市町村、関係団体、企業等との協働や連携は適切に図られているか。
- ・ 施策に係る費用及び効果は適切に把握されているか。また、その費用対効果を踏まえた検討 がなされているか。

(3) その他過去に実施された監査委員監査及び包括外部監査等結果への対応

過去に実施された定期監査、財政的援助団体等監査及び包括外部監査の結果に係る措置等が適切に行われているか。

- ・ 過去の発見事項と同様の事項はないか。
- ・ 過去の発見事項を踏まえた措置等は適切に実施されているか。

5 実施した監査手続

監査の視点を踏まえ、次の手順で監査手続を実施した。

(1)概要の把握

公表されている子育て支援関連施策に関する条例、規則、要綱及び過去の監査委員監査の結果 等を閲覧した。

また、子育て支援関連施策の概要を把握するために、各所管部署から概要を整理した資料を入手して説明を受けるとともに、子育て支援関連施策の状況及び課題等について担当者へ質問を行った。

(2)監査対象とした各所管部署に対する調査

監査対象とした子育で支援関連施策に関する財務事務について、関連する文書の査閲及び所管 部署の担当者への質問を行い、県の条例等への準拠性を始め、各監査要点について検討した。

(3)監査対象とした出先機関等に対する調査

監査対象とした粕屋保健福祉事務所、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所、福岡、大牟田、宗像の 各児童相談所及び福岡教育事務所については、現地調査を実施するとともに、関連する文書の査 閲及び担当者への質問を行った。

(4)関係人に対する調査

地方自治法第 252 条の 38 第 1 項の規定に基づき、監査のため必要があると認め、監査委員と協議の上、関係人である「公益社団法人福岡県保育協会」について調査を行った。

6 監査対象事業の決定

県における子育て支援関連施策に係る取組の中では多くの施策が掲げられており、「子育て」の意味するところは多岐にわたり、監査を効果的かつ効率的に実施するためには、監査範囲を限定する必要がある。このため、県が実施する事業のうち「妊娠前の男女、小学生以下の子ども及び小学生以下の子どもを持つ親」に関する事業を原則監査対象とした。

7 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要

(1)所管部署別の監査の結果(指摘)及び意見の件数

対象部署	結果(指摘)	意見
人づくり・県民生活部 私学振興・青少年育成局	-	1
保健医療介護部	1	2
福祉労働部	6	23
教育庁 教育振興部	-	1
計	7	26

(2) 所管部署別の監査の結果(指摘)及び意見の項目

			所管部署、結果及び意見の項目	ページ
	1) 人	、づくり・県民生活部 私学振興・青少年育成局	
	誃	铛	なし	47
(2) 伢	健医療介護部	
	ア	<u> </u>	建康増進課	
		(ア)学童期むし歯予防推進事業	
			(意見)学童期むし歯予防推進事業の継続的かつ広域的な構築について	47
		(イ)不妊治療等支援事業費 	
			(意見)不妊治療助成対象者等拡充の検討について	49
		(ウ)母子保健指導費	
			(結果)先天性代謝異常等検査事業委託に係る事前決裁前の見積書徴取について	53
(3) 福	a 社労働部	
	ア	1	福祉総務課	
		(ア)社会福祉法に定める社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監査	
			(意見) 指導監査業務における外部専門家の利用の検討について	55
		((イ)民生委員児童委員活動費	
			(意見)民生委員児童委員協議会事業費補助金に係る補助対象経費の明確化に	60
			ついて	
			(意見) 市町村民生委員協議会に対する補助金の取扱いについて	63
	1	<u> </u>	子育て支援課	
		(ア)保育対策等促進費	
			(結果) 一時預かり事業費補助金の実績報告書に係る審査の徹底について	67
			(結果) 地域子育て支援拠点事業費補助金の実績報告書に係る審査の徹底について	69
			(意見) ファミリー・サポート・センター機能の充実について	71
			(意見) 地域子ども・子育て支援事業に係る補助金審査の強化について	75
		(イ)子育て応援社会づくり推進費	
			(意見)にこにこ家族づくリポータルサイト事業に係る効果検証の実施について	78
		(ウ)保育所等に対する指導監査	
			(結果)指導監査における施設等からの改善報告書提出期限遵守の徹底について	81
			(意見)情報システムの導入等による指導監査業務の効率化について	84
			(意見)県ホームページに掲載されている「届出保育施設一覧」掲載情報の	86
			(意元) 宗が ない とに対戦されている 周山休月旭成 見」対戦情報の 更新について	00
	ر	,	児童家庭課	
	_		ア)児童相談所関係	
			(意見)市町村地域防災計画への記載要請について	87
			(意見)児童相談所における一時保護委託料の請求時期の統一について	89
			(意見)児童相談所における給食の献立の共通化について	91
		(イ)児童虐待防止対策強化費	
			(結果)市町村に対する補助金の適切な審査について	92

		所管部署、結果及び意見の項目	ページ
		(ウ)社会的養護推進費	
		(結果)児童養護施設等に対する補助金の適切な審査について	96
		(意見)医療費公費負担金制度運営費補助金の見直し検討について	101
		(オ)母子父子寡婦福祉資金貸付事業	
		(意見)母子父子寡婦福祉資金貸付における「関係人」の定義の明確化について	107
	I	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		(ア)医療的ケア児支援費	
		(意見)北九州市立総合療育センター整備事業費補助金に係る交付事務の	109
		適時性の確保について (意見)交付要綱に規定された様式等による適切な指導について	112
		(イ)在宅心身障がい児対策費	112
		(意見)障がい児等療育支援事業における四半期ごと精算払の契約書への	114
		規定及び事業実績の適切な把握について	
		(ウ)発達障がい児者等支援費	
		(結果)発達障がい児者等支援事業における仕様書と実績の相違について	116
		(意見) 発達障がい支援研修事業における参加者の増加策の検討について	120
	オ	保護・援護課	
		(ア)子ども支援オフィス関係	
		(意見) 子ども支援オフィス事業における出張相談会の実施状況について	121
		(意見)子ども支援オフィス事業における広報の充実強化について	125
		(意見)高校生の就学継続のための訪問相談支援事業における広報の充実強化 について	127
		(意見)子ども支援オフィス事業及び高校生の就学継続のための訪問相談支援 事業における実績の適切な確認について	129
		(意見)子ども支援オフィス事業及び高校生の就学継続のための訪問相談支援	130
		事業における事業の統合の検討について	
		(イ)生活困窮世帯の子どもに対する学習支援費	
		(意見) 学習支援ボランティア人材バンク事業のさらなる活用策の検討について	131
((4)教育庁教育振興部		
	ア		
		(ア)社会教育関係団体補助金	
		(意見)補助金額を上回る繰越金がある場合に補助金を交付する合理性等の	134
		検討及び検討結果の記録保存について	

8 所管部署別の監査の結果(指摘)及び監査の結果に添えて提出する意見

(1)人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局

監査の結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。また、監査の結果に添えて提出すべき 意見も特にない。

(2)保健医療介護部

ア健康増進課

(ア) 学童期むし歯予防推進事業

<u>` </u>		
項目	(意見)学童期むし歯予防推進事業の継続的かつ広域的な構築について P4	47
現状	県は、学童期におけるむし歯予防を推進するため、県内の小学校(モデル校)において	Ξ.
	フッ化物洗口を行う学童期むし歯予防推進事業を実施している。	
意見	県によれば、フッ化物洗口を行った場合のむし歯予防の効果は、複数年継続して実施 [*]	す
	ることで効果が増加するとのことであるが、当該事業は2年間のモデル事業であり、その	の
	後どの程度の期間継続されるかは決定されていない。	
	県は、フッ化物洗口の予防効果が増加するよう、継続的かつ広域的に事業を構築する	こ
	とが望まれる。具体的には、各市町村又は小学校で行われるフッ化物洗口推進事業に係	る
	導入経費、及び継続的な事業費を補助する制度を構築すること等が考えられる。	

(イ) 不妊治療等支援事業費

(' / '	7=111101 07 31110 11101	
項目	(意見)不妊治療助成対象者等拡充の検討について	P49
現状	県は、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の特定不妊治療に要して	要する
	費用の一部について、国の助成制度に基づき、年間 2,000 件程度の助成を行ってい	る。
意見	現在の不妊治療助成制度では、妊娠・出産を希望する方のうち助成の対象外となっ	ってい
	る場合や、不妊治療等を継続したいが経済的理由から不妊治療等を断念せざるを得な	い場
	合があるといったことが考えられる。	
	全国的には、事実婚の夫婦も対象としている自治体や治療ステージの内容に応じて	て助成
	金額をかさ上げしている自治体もあり、国の助成制度よりも手厚い独自の助成制度	きを設
	け、妊娠・出産を希望する方への支援策を強化している事例がある。	
	県は、医療機関や市町村と連携して妊娠・出産を希望する方々の要望事項等を把	握し、
	県独自の不妊治療等助成制度を検討して助成対象者等を拡充することが望まれる。	

(ウ) 母子保健指導費

項目	(結果)先天性代謝異常等検査事業委託に係る事前決裁前の見積書徴取について P53
現状	先天性代謝異常等検査事業とは、新生児を対象として、生まれつきの疾患を症状が発症
	する前に発見し、適切な治療ができるように検査を行う事業である。
	県では、平成 29 年度の事業実施に当たり、委託契約に関する事前伺いの決裁に基づき、
	事業者から見積書が徴取されているが、見積書の日付が事前伺いの決裁の日付より前の日
	付となっていた。
指摘	文書の施行は、起案文書の決裁に基づき行われるが、決裁の日付より前の日付で見積書
事項	を受領することは、行政機関としての意思決定である決裁自体が適切に行われていないと
	の懸念を抱かせかねない。よって、県は、適切に文書管理事務を行い、所属長は、文書事
	務が適正に処理されるよう職員を指導監督する必要がある。

(3)福祉労働部

ア 福祉総務課

(ア) 社会福祉法に定める社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監査

項目	(意見)指導監査業務における外部専門家の利用の検討について	P55
現状	県は、保育所等に対して指導監査を実施し、施設基準の遵守及び事業の適正な運営	宮の確
	保に努めている。	
	この指導監査を実施するに当たっては、福祉に関連する法令、事業及び監査に関す	る高
	度な専門的知識が必要であり、県は会計に関する知識の向上及び蓄積に努めている	らもの
	の、指導監査担当者は様々な業務を抱えており、会計に特化して専門性を高めること	には困
	難であると考えられる。また、定期的な人事異動があるため、指導監査に必要な専門	門的知
	識及び理解の蓄積は容易ではないと考えられる。	
意見	指導監査における指導をより強化するため、会計に関する部分など高度な専門的知	『識を
	要する事項については、他自治体の例も参考に、外部専門家の利用を検討することが	「望ま
	れる。	

(イ) 民生委員児童委員活動費

項目	(意見)民生委員児童委員協議会事業費補助金に係る補助対象経費の明確化に P60
	ついて
現状	県は、民生委員及び児童委員の活動を促進するため、民生委員児童委員協議会(以下「県
	民児協」という。) に対し、民生委員児童委員協議会事業費補助金を交付している。
	県民児協からの実績報告書を閲覧した結果、補助対象経費は事業別に集計されておら
	ず、団体自体の運営に要する費用と考えられる支出項目が散見された。また、支出項目毎
	に要した経費の明細や会議録等も添付されていないため、交付目的に沿った支出が実際に
	どの程度あるのかが不明である。
意見	本補助金は創設から既に長期間が経過しており、補助目的と補助対象経費との関係が不
	明確になっているため、県は、団体の裁量で補助対象経費を団体の裁量で選択できないよ
	う交付要綱などで具体的に定めるともに、補助対象経費とそれ以外の経費とを明確に区分
	させることが望まれる。
	補助対象経費の明確化を行うことにより、交付目的に沿った支出が実際にどの程度ある
	のか、補助金額が妥当なものであるのかが判断できると考えられる。
項目	(意見)市町村民生委員協議会に対する補助金の取扱いについて P63
現状	県は、民生委員及び児童委員の活動を促進するため、民生委員活動の基盤である市町村
	民生委員協議会(以下「市町村民協」という。)に対し、市町村民生委員協議会事業費補
	助金を交付している。市町村民協からの実績報告を閲覧した結果、補助対象経費から控除
	されるべき収入が適切に控除されていない事例や補助対象経費の算定基準が明確でない
	事例が見受けられた。
意見	県は、補助金の審査に当たって、補助対象事業に係る収入がある場合は、市町村からの
	補助金以外の収入についても、原則として事業費の総額から控除することが望まれる。補
	助対象経費の算定基準も明確でないため、交付要綱などで補助対象外となる経費を明確に
	定めるとともに、歳入歳出決算書妙本の様式をより具体的に示すことが望ましい。

イ 子育て支援課

(ア) 保育対策等促進費

` '		
項目	(結果)一時預かり事業費補助金の実績報告書に係る審査の徹底について	P67
現状	一時預かり事業とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児	
	について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他	
	の場所において一時的に預かり、必要な保護を行う事業である。	
	県は、一時預かり事業を行う市町村に対して、一時預かり事業費補助金を交付	してい
	వ .	
	提出された本補助金の実績報告書及びその添付書類を閲覧した結果、本補助金	の交付
	要綱にて添付することが義務付けられている「当該事業の歳入歳出決算(見込)書	書抄本 」
	が添付されていない事例があった。	
指摘	「当該事業の歳入歳出決算(見込)書抄本」は、実績報告書及びその添付書類に	記載さ
事項	れた各種数値と、当該市町村の歳入歳出決算数値の整合性を確かめるために、実績	報告書
	の添付書類とされている。	
	したがって、県は、実績報告書の添付書類である「当該事業の歳入歳出決算 (見	込)書
	抄本」について、添付の確認及び数値の整合性等に係る審査を徹底する必要がある	5.
	なお、審査の徹底については「 (意見)地域子ども・子育て支援事業に係る補	助金審
	査の強化について」に記載した数値の実在性、正確性等を検証するためのチェック	リスト
	等の作成について検討することが望まれる。	
項目	(結果)地域子育て支援拠点事業費補助金の実績報告書に係る審査の徹底について	P69
現状	県は、地域子育て支援拠点事業を行う市町村に対して、地域子育て支援拠点事業	費補助
	金を交付している。	
	提出された本補助金の実績報告書提出時の添付書類を閲覧した結果、本補助金	
	要綱にて添付することが義務付けられている「補助金事業実施状況」に記載された	
	経費の実支出額」と同じく添付が義務付けられている「当該事業の歳入歳出決算(まかま、に記載された「対象経典の実ま出籍」は、ま求全額が一致まべきであるに	,
	書抄本」に記載された「対象経費の実支出額」は、本来金額が一致すべきであるに わらず、金額が各書類で異なっていた事例があった。	で かか
 指摘	「当該事業の歳入歳出決算(見込)書抄本」は、実績報告書及びその添付書類に	記載さ
事項	れた各種数値と、当該市町村の歳入歳出決算数値の整合性を確かめるために、実績	
	の添付書類とされている。	
	したがって、県は、実績報告書の添付書類である「当該事業の歳入歳出決算(見	込)書
	抄本」について、添付の確認及び数値の整合性等に係る審査を徹底する必要がある	-
	なお、審査の徹底については「 (意見)地域子ども・子育て支援事業に係る補	
	査の強化について」に記載した数値の実在性、正確性等を検証するためのチェック 等の作成について検討することが想まれる	リスト
	等の作成について検討することが望まれる。	
項目	(意見) ファミリー・サポート・センター機能の充実について	P71
現状	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)とは、乳幼児	
	生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援	
	けることを希望する者(以下「依頼会員」という。)と当該援助を行うことを希望	
	(以下「提供会員」という。)との相互援助活動に関する連絡及び調整を行う事業で 県は、国の交付金制度に基づき、市町村に設置されているファミリー・サポート	-
	ター(以下「ファミサポ」という。)の運営費等について補助金を交付している。	
	県では、実施要綱に定められる会員数の制限を一部緩和し、県独自の上乗せ補助	を行う
	ことで市町村におけるファミサポの設置促進を図っている。	

意見 県へのヒアリング及び県資料の閲覧等を行った結果、ファミサポ未設置の市町村が多いことや、提供会員の報酬は一般的に低廉であり、基本的にはボランティアという側面が強く提供会員不足となっていることなどの課題があると考えられる。

このような課題及び民間事業者によるファミサポに類似又は代替する事業の可能性を 踏まえ、県は広域的な行政主体として、ファミサポ機能の充実に向けて、県内における各 ファミサポの実態について調査及び分析を行うこと、またその調査及び分析結果を踏ま え、市町村等に対する追加的な支援策を検討すること、さらに市町村向け、ファミサポの 運営主体向け研修会・交流会の拡充を検討することが望まれる。

項目 (意見)地域子ども・子育て支援事業に係る補助金審査の強化について

P75

現状 県は、国の交付金制度に基づき、地域子ども・子育て支援事業として市町村に補助金を 交付している。

本補助金の審査についてヒアリングを行った際、「市町村が補助対象であり、第一義的には市町村で補助金額の確認が行われているはずであり、県が改めて基礎資料まで遡った資料まで行う必要性は高くない。」という回答が得られた。

しかし、「第一義的には市町村で補助金額の確認が行われている」ことについて、市町村で確認した証跡を示す書類は、各補助金の実績報告書には添付されておらず、補助金の審査に当たって、審査の項目、審査の要点及び審査に係る具体的な対応事項等が組織として事前に検討・整理されていない。

意見 県は、地域子ども・子育て支援事業に係る補助金について、市町村において第一義的に 補助金額の基礎資料等による確認が行われているとすれば、その確認結果を添付書類と して提出することを依頼する等、審査の強化を検討することが望まれる。

具体的には、補助金額算出の根拠となる日数、時間数、人数等の各数値について、その基礎資料まで遡り数値の実在性、正確性等を検証するためのチェックリスト等を作成し、 市町村に当該チェックリスト等で確認することを依頼することが考えられる。

また、県が補助金の審査を行う際は、審査の項目、審査の要点及び審査に係る具体的な 対応事項等、審査の各項目等を整理したマニュアルを作成し、審査時に活用することが考 えられる。

地域子ども・子育て支援事業の実施に当たっては、都道府県は広域自治体として市町村を支えるとともに、事業が健全に運営されるよう助言・援助等を行う必要がある。県は、この趣旨を踏まえ、補助金に係る審査の強化について検討することが望まれる。

(イ) 子育て応援社会づくり推進費

項目	(意見) にこにこ家族づくりポータルサイト事業に係る効果検証の実施について	P78
現状	にこにこ家族づくりポータルサイトとは、県が運営する結婚・子育てを応援する	ウェブ
	サイトであり、結婚から妊娠、出産、子育てまでライフステージに応じた切れ目のプ	ない支
	援の情報を発信している。	
意見	同ウェブサイトの「子育て応援広場」では、県内市町村のすべての子育て情報が	記載さ
	れていない状況にあることや、子どもと遊ぶことのできる施設情報や医療機関等	こ関す
	る情報量が少ない印象であり、県民にとって利便性の高いウェブサイトとは必ず	しも言
	い難いとも考えられる。県は、ウェブサイトの目的達成の程度、利用者に対する有	用性、
	情報の更なる充実等に要するコスト等の観点からウェブサイトの効果検証を行うる	ことが
	望まれる。また、検証の結果を踏まえ、同ウェブサイトにおける情報の充実強化や	情報の
	改編等の対応を検討することが望まれる。	

(ウ) 保育所等に対する指導監査

項目	(結果)指導監査における施設等からの改善報告書提出期限遵守の徹底について P8	
現状	県は、保育所等に対して指導監査を実施し、施設基準の遵守及び事業の適正な運営の研究を	
- 坎1八	宗は、休月が寺に対して指導監査を実施し、施設基準の遵守及び事業の過止な連合の側 保に努めている。	
	│	
	血量が多胞はものうの は自報に置いて過ぎったことう、 は自報に置いるためが、	
 指摘	「改善報告書」の提出が遅れていた施設への指導事項の中には、保育士の配置不足や防	
事項	災対策の不備等利用者の安全の確保の観点から見て重大な事項も含まれている。	
3	特に保育施設は、自ら安全を確保することが難しい子どもが利用する施設であることだ	
	ら、これら事項の改善状況を適時に把握し、改善を促すことは、監督機関たる県の重要な	
	役割である。	
	│ │ 県は、認可施設はもちろん今後も増加が見込まれる届出保育施設の指導監督を適切に行	
	 う体制を確保し、改善報告書の提出期限が遵守されるよう、監査対象施設等への指導を循	
	底する必要がある。	
項目	(意見)情報システムの導入等による指導監査業務の効率化について P8	
現状		
	査結果の整理や照会、改善報告のフォローなどに手間を要している。	
	また、人事異動などにより、指導監査の知識・経験の蓄積と引き継ぎが課題となってに	
	る。さらに、過去の指導監査記録は各保健福祉環境事務所に紙ベースで保管されているង	
	況であり、情報セキュリティの面からも問題があると考えられる。	
意見	一般的に、情報システムを利用することによって情報共有を容易に行うことが可能とな	
	り、人為的ミスの軽減など、業務の効率化を図ることができる。また、過去の記録の照名	
	│ や現在の記録との比較を容易に行うことが可能となるため、データをより有効に利用する │	
	ことができる。さらに、情報システムを利用することで過去のノウハウが標準化され、各	
	保健福祉環境事務所間の判断基準の統一や、作業の代行や担当者交代時の引き継ぎも容易 	
	になると考えられる。 	
	県は、より効率的かつ効果的に指導監査業務を実施するため、情報システムを導入し、 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	指導監査業務の標準化、各種記録のデータベース化及び情報セキュリティ水準の向上をホ 討することが望まれる。	
-7.0	(意見)県ホームページに掲載されている「届出保育施設一覧」掲載情報の	
項目	(息兄)宗小一ムハーグに掲載されている「届山休月旭故一見」掲載情報の P8	
現状	・	
->b-1)/(届出保育施設一覧(エクセル版及び PDF 版)が掲載されている。この掲載されている「届	
	出保育施設一覧」掲載情報に関し、適時に更新されていない事例が見受けられた。	
 意見		
	 か」、「施設の開設届出以降の未開設、閉鎖」などの情報は、施設の利用者にとって重要が	
	│ │ つ有用な情報であり、施設からの届出による情報ではなく、県の立入調査等によって県で	
	把握できる情報である。	
	このような重要かつ有用な情報で県が把握できる情報は、届出保育施設が増加している	
	現状を踏まえ、担当部署の体制整備などを検討の上、適時に更新掲載することが望まれる	

ウ 児童家庭課

(ア) 児童相談所関係

項目	(意見)市町村地域防災計画への記載要請について	P87
現状	県は、県内6か所に児童相談所を設置しており、その一つである大牟田児童相談所在する大牟田市の浸水想定区域図によると、1メートル以上2メートル未満の定区域の中にある。 大牟田児童相談所は、一時保護所を併設しており、ケアが必要な乳幼児や児童がる可能性がある施設であるが、市町村防災計画において要配慮者利用施設としてれていない。	浸水想 利用す
意見	県は、大牟田市に対し、市町村防災計画において要配慮者利用施設として記載す要請することが望まれる。 なお、現地調査の結果、浸水が想定される1階部分には、児童相談等に関する資存されている状況であった。利用児童及び職員の安全確保が最優先であるが、そえ、災害時におけるこれら資料等の移動等取扱いについてもあらかじめ定めておが望まれる。	料が保 れに加
項目	(意見)児童相談所における一時保護委託料の請求時期の統一について	P89
現状	児童相談所では、児童の一時保護を行うが、児童の状況によっては、適切な者(以時保護委託者」という。)に一時保護を委託することができる。 児童相談所の現地調査において、一時保護委託者からの一時保護委託料の請求 を査閲したところ、一時保護委託の実施から請求までに大幅なタイムラグがある が見受けられた。	の状況
意見	業務の締め及び請求書送付の時期を、一定のルールとして統一するとともに、そ 明文化することによって、適切な予算執行への対応、請求消込の正確性の確保及び 業の効率化を行うことが望まれる。	
項目	(意見)児童相談所における給食の献立の共通化について	P91
現状	一時保護所を設置する福岡、久留米、田川及び大牟田の各児童相談所では、保護童に対して給食を提供している。給食は、各一時保護所において別々に献立を作成るため、すべての一時保護所の献立を共通化させる場合と比較して、給食に係る事の観点から効率的ではないと考えられる。	してい
意見	すべての一時保護所、もしくは他の県施設と献立を共通化させ、各一時保護所に 給食に係る事務負担の軽減及び事務の効率化を行うことが望まれる。	おける

(イ) 児童虐待防止対策強化費

項目	(結果) 市町村に対する補助金の適切な審査について	P92
現状	県は、子どもを守る地域ネットワークの機能強化を図る市町村に対し、福岡県	子ども
	を守る地域ネットワーク機能強化事業費補助金を交付している。	
	各市町村からの実績報告書を閲覧したところ、補助対象経費の記載誤りが見過	ごされ
	ている事例や実績報告の提出期限の厳守が徹底されていない事例が見受けられた	- -0
指摘	県は、補助金額の確定に当たり、各市町村の補助対象経費の内容など適切な審	査を行
事項	うことが必要である。また、審査時間を確保するためにも、所定の期日までに実	績報 告
	書を提出するように各市町村に対して指導することが必要である。	

(ウ) 社会的養護推進費

項目	(結果)児童養護施設等に対する補助金の適切な審査について	P96
現状	県は、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び母子生活支援	
	施設(以下「児童養護施設等」という。)の職員の人材確保を図ることを目的として、児	
	童養護施設等における実習体制等を充実させるための費用の一部に対し、福岡県児童	養護
	施設等の職員人材確保事業補助金を交付している。	
	本補助金の交付申請から補助金の額の確定までに至る一連の書類を閲覧したとこ	ろ、交
	付申請から補助金の額の確定までが同日付で実施されている事例や、補助事業の実績	責明細
	が添付されていないため実績確認ができないにもかかわらず交付額が確定されてい	る事
	例が見受けられた。	
指摘	県は、補助金額の確定に当たり、十分な審査時間を確保し、実績報告内容の詳細を	·確認
事項	して適切な審査を行うことが必要である。また、本来あるべき補助対象経費を算定し	ノて補
	助金の交付が過大と判断される場合は、返還を求めることが必要である。	

(エ) 子ども医療対策費

項目	(意見) 医療費公費負担金制度運営費補助金の見直し検討について	P101
現状	県は、子ども医療費支給制度等の医療費公費負担金制度の円滑な運営を図るため	、公益
	社団法人福岡県医師会及び一般社団法人福岡県歯科医師会に対して、福岡県医療費	公費負
	担金制度運営費補助金を交付している。	
	本補助金の実績報告を確認したところ、運営費補助的な性格を持つと考えられ	る項目
	や、補助目的との関係が不明確な補助対象経費が見られた。さらに、財務状況や負	担能力
	の確認も行われていなかった。	
意見	医療費公費負担制度及び本補助金は創設から既に長期間が経過しており、補助目	的と補
	助対象経費との関係が不明確になっているため、県は、本補助金の廃止を含め、必	要性に
	ついてゼロベースで抜本的に見直すことが望まれる。検討の結果、補助を継続する	のであ
	れば、運営費補助的なものとせず、補助対象経費を具体的に定めるともに、補助対	象経費
	とそれ以外の経費とを明確に区分させることが望まれる。	
	さらに、団体の財政状況等を勘案して補助率及び補助金額の妥当性を検討し、財	政状況
	が極めて良好であり、十分に自己収入で補うことが可能な団体に対しては、県の負	担を可
	能な限り軽減することを検討することも望まれる。	

(才) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

項目	(意見)母子父子寡婦福祉資金貸付における「関係人」の定義の明確化について P107
現状	母子父子寡婦福祉資金貸付は、母子家庭、父子家庭及び寡婦の経済的自立の助成と生活
	意欲の助長、併せてその扶養している児童の福祉の増進を図ることを目的として実施され
	る。また、当該貸付は、「母子父子寡婦福祉資金要領」(以下「要領」という。)及び「母
	子父子寡婦福祉資金貸付事務手順書」(以下「手順書」という。)に基づき実施される。
	母子父子寡婦福祉資金貸付の償還の状況を確認するため、「償還指導記録」を査閲した
	ところ、借受人、連帯借受人、連帯保証人のいずれでもない「関係人」と折衝を行い、「関
	係人」から償還を受けている事案があった。

意見 当該貸付の償還に重要な役割を担う「関係人」の定義が、「要領」及び「手順書」に明記されておらず、「関係人」に対してどの程度の折衝が可能か不明瞭であるため、「要領」又は「手順書」において「関係人」を明確に定義するとともに、「関係人」に対して折衝可能な範囲を明確にすることが望まれる。

エ 障がい福祉課

(ア) 医療的ケア児支援費

<u>` '</u>		
項目	(意見)北九州市立総合療育センター整備事業費補助金に係る交付事務の P109	
	適時性の確保について	
現状	北九州市立総合療育センター整備事業費補助金は、北九州市が実施する北九州市立総合	
	療育センターの建替えに要する経費の一部を補助するものである。	
	本補助金の補助金対象期間は平成 29 年度であるが、補助金交付要綱の施行が平成 30 年	
	2月14日、補助金交付決定が平成30年3月5日と、年度末近くとなっている。また、補	
	助対象経費の一部は補助金の交付決定前に支出されている。補助金の交付決定前に補助対	
	象経費の一部が支出されている取扱いは望ましいとは言えない。	
意見	県は、より適切な補助金執行のため、交付要綱の施行等の事務手続について時間的余裕	
	をもって行うとともに、補助対象経費は補助金交付決定後に支出されたものに限定するこ	
	とが望まれる。	
項目	(意見)交付要綱に規定された様式等による適切な指導について P112	
現状	北九州市立総合療育センター整備事業は単年度(平成29年度)で実施する事業であり、	
	そのため事業が完了したときは第8号様式による実績報告書を平成30年4月10日まて	
	に受領しなければならなかった。しかし、県は、平成30年4月10日には補助事業が単年	
	度では完了せず翌年度も継続する場合に用いる実績報告である第9号様式による「補助事	
	業年度終了実績報告書」を受領し、平成30年5月23日に第8号様式による「補助事業完	
	了実績報告書」の各報告書を市から受領していた	
意見	本補助金は、当該事業に限定したものであり、この交付要綱の適用を受ける補助金はな	
	いが、今後同様の補助金交付の場合は、県は、交付要綱に規定された様式や提出期限を適	
	守するよう、補助事業者である市に対して適切に指導することが望ましい。	

(イ) 在宅心身障がい児対策費

項目	(意見)障がい児等療育支援事業における四半期ごと精算払の契約書への規定 及び事業実績の適切な把握について
現状	県は、障がい児等療育支援施設を経営する社会福祉法人等(以下「委託法人等」という。
	に委託して支援事業を実施しており、支援事業の実施に要する経費を支払っている。
	その際、委託法人等からの請求書等に基づき四半期ごとに精算払を行っているが、その
	支払い方法は契約書には規定されていない。また、契約書第7条に規定する「事業実績報
	告書」については入手しておらず、委託法人等が要綱において規定されている「対象経費
	の範囲にしたがって適切に執行したか、確認を行っていない。
意見	県は、四半期ごとの支援内容及び実施状況報告に基づく精算払いについて契約書に規定
	することが望まれる。また、事業終了後には年度を通した事業実績報告書を入手し、当該
	年度全体の事業実績の把握及び事業計画との整合性の確認を行うことが望まれる。

(ウ) 発達障がい児者等支援費

項目	(結果)発達障がい児者等支援事業における仕様書と実績の相違について	P116
現状	県は、発達障がい児者等支援事業の一環として、発達障がい者支援拠点病院指定に伴う	
	業務及び発達障がい支援研修事業を委託している。	
	平成 29 年度の実績報告を確認したところ、業務委託仕様書に記載された業務にご	いて、
	やむを得ない事情により一部変更して実施されたことが認められた。 このことによ	る仕様
	書の変更及び委託料の減額はされていない。	
	仕様書の変更及び委託料の減額の要否について、所管課内部において検討を行っ	たとの
	ことであるが、県において検討が行われた文書は残っておらず、検討内容の妥当性	を検証
	することができなかった。	
指摘	県は、やむを得ない事情により受託者が業務内容を変更する場合は、変更の妥当	性及び
事項	委託料減額の要否を検討し、その検討過程及び内容を文書に記録保存する必要があ	する 。
項目	(意見)発達障がい支援研修事業における参加者の増加策の検討について	P120
現状	県は、発達障がい支援研修事業により実施する研修の受講定員等について、仕様	書に各
	回 60 名程度とすることと定めているが、平成 29 年度の実際の受講者数はすべての	枠で想
	定する受講定員を下回っており、修了者が 10 名を下回る極めて少ない開催日もあ	った。
	県によるとその理由は、地域のかかりつけ医及び医師会等の関連団体との連携が	不足し
	ており、研修内容の具体的な周知が不足していたとのことである。	
意見	県は、発達障がい支援研修の実施について、県医師会など医療従事者の所属する	団体等
	への広報を積極的に実施し、より具体的な研修内容及び趣旨の周知に努めることで	、参加
	者の増加を図ることが望まれる。	

オ 保護・援護課

(ア) 子ども支援オフィス関係

· / -		-
項目	(意見)子ども支援オフィス事業における出張相談会の実施状況について	P121
現状	県は、子どもの貧困対策を目的として、サポートが必要な子育て世代からの相談に応じ、	
	ワンストップで様々な支援を行う子ども支援オフィス事業を委託している。	
	子ども支援オフィス事業を含む自立相談支援事業の受託者は、相談支援の拠点と	なる事
	務所を設置し、委託業務を実施するが、事務所の設置場所から遠方にある郡部の町	村につ
	いては、仕様書において月1回以上を目安とする出張相談会を実施する旨記載されて	いる。
	平成 29 年度の出張相談会の実施状況をみると、「月 1 回以上を目安とする」とし	た仕様
	書の要件を満たしていない事務所が散見され、仕様書の記載は実情に即していない	可能性
	がある。	
意見	県は、日時や場所を指定した出張相談会の形式にこだわることなく、受託者が相	談者の
	日程及び地域の特性に見合った相談業務の実施が可能となるよう、仕様書の記載を	より実
	態に即した内容に見直すことが望まれる。	
項目	(意見) 子ども支援オフィス事業における広報の充実強化について	P125
現状	子ども支援オフィス事業における面談に至った相談者について、平成 29 年度に	おける
	紹介元の状況を確認したところ、役所、社会福祉協議会、保健福祉事務所など、関	係機関
	からの紹介、及び同居家族の相談などの関係の近い人からの紹介が中心となってい	る。
意見	支援対象者が、関係機関や家族などと主だった接点を持たない場合、支援を受け	る機会
	が限られてしまうことが考えられる。ホームページやソーシャル・ネットワーキン	グ・サ
	ービス(以下「SNS」という。)などのインターネットを介した子ども支援オフ	ィスに
	関する情報提供は、関係機関との接点がなくても、誰でも閲覧が可能であり、支援	対象者
	が支援を受ける機会を増加しうるという観点から、非常に重要な広報手段である。	
	県は、事業の受託者とともに、ホームページの更新(検索性の向上も含む)や、 	
	の拡散性を用いた事業内容の広報を積極的に行い、潜在的な支援対象者にも広く事	業の存
	在が届くようにすることが望まれる。 	
項目	(意見)高校生の就学継続のための訪問相談支援事業における広報の充実強化 	P127
	について	
現状	高校生の就学継続のための訪問相談支援事業における平成 29 年度の相談受付等	
	を確認したところ、相談に至った経緯は自立相談支援事務所や保護者、家族・知人	からの
* -	連絡が中心となっている。	- IB A
意見	支援対象者は高校生であり、主な接点は学校であるが、支援対象者が不登校であ	
	など、高等学校とのつながりが通常の場合と比較して希薄な場合がある。ホームペ 	
	ソーシャル・ネットワーキング・サービス(以下「SNS」という。) などのイン wLt^L たてじょま!!!! オフィフに関する様	
	ーットを介した子ども支援オフィスに関する情報提供は、関係機関との接点がなくて 	
	│ でも閲覧が可能であり、支援対象者が支援を受ける機会を増加しうるという観点か │ 常に重要な広報手段である	,p′ ±
	常に重要な広報手段である。 県は、事業の受託者とともに、ホームページの更新(検索性の向上も含む)や、	SNS
	原は、事業の受託者とともに、ホームペークの更新(検系性の向上も含む)や、 の拡散性を用いた事業内容の広報を積極的に行い、潜在的な支援対象者にも広く事	
	の孤敗ほど用いた事業内谷の広報を慎極的に行い、眉任的な文援対象省にも広く事 在が届くようにすることが望まれる。	未のけ

項目	(意見)子ども支援オフィス事業及び高校生の就学継続のための訪問相談支援
	事業における実績の適切な確認について P129
現状	子ども支援オフィス事業及び高校生の就学継続のための訪問相談支援事業の2事業(以
	下「当該2事業」という。) は、同じ受託者が実施しており、かつ、実施場所も同じであ
	った。
	しかし、当該2事業は個別の事業であり、その人件費及び共通して発生する経費は、明
	確に区分経理する必要があるが、県における実績報告の精査において、未確認の事項が発
	見された。
意見	県は、実績報告の精査に当たり、当該2事業における人件費及び経費の経理の適切性を
	検証し、適切な事業の執行を確保するため、人件費については勤務実績表と出勤簿との照
	合を行うこと、また、家賃など当該2事業で共通して発生すると想定される経費について
	はその按分状況の適切性の確認を行うことが望まれる。
項目	(意見)子ども支援オフィス事業及び高校生の就学継続のための訪問相談支援 P130
	事業における事業の統合の検討について
現状	自立相談支援事業(子ども支援オフィスを含む)と高校生の就学継続のための訪問相談
	支援事業(以下「当該2事業」という。)は、ともに同じ場所で同じ受託者が実施してい
	る。当該2事業を実施するに当たり、それぞれの事業の相談員の間で緊密な連携を図って
	おり、一定の効果を上げている。
	しかし、緊密な連携を図っているからこそ、対象を「高校生」に特化した当該2事業を
	別の事業として実施するメリットは、事業の実施上ではあまり想定されない。
意見	県は、相談員がより実態に即した支援を行える体制を整備するとともに、より効率的か
	つ効果的な支援を行うため、当該2事業の統合を検討することが望まれる。なお、当該2
	事業を統合して実施する場合には、国庫補助に関する実績報告を行うため、国庫補助のメ
	ニューに応じた実績報告を事業の実施者に対して求めることが望まれる。

(イ) 生活困窮世帯の子どもに対する学習支援費

項目	(意見)学習支援ボランティア人材バンク事業のさらなる活用策の検討について P131		
現状	学習支援ボランティア人材バンク事業は、県及び県内各市町村が実施する「生活困窮世		
	帯の子どもに対する学習支援事業」の学習支援ボランティアを、県が一括して募集及びマ		
	ッチングすることによって事業の安定的な運営を図るために、委託により実施される事業		
	である。平成 29 年度の人材バンク登録者数は 292 名であり、目標登録者数 1,400 名の約		
	2割である。		
意見	県は、人材バンク登録者数を増加させるため、大学、短期大学、専門学校等へのアプロ		
	ーチを強化することが望まれる。また、県退職予定者及び教員 OB への周知徹底を図るこ		
	とが望まれる。さらに、県だけでなく、市町村が実施する事業にも広く活用してもらうた		
	め、引き続き市町村との連携を強化し事業内容の周知徹底を図ることが望まれる。		

(4)教育庁教育振興部

ア 社会教育課

(ア) 社会教育関係団体補助金

項目	(意見) 補助金額を上回る繰越金がある場合に補助金を交付する合理性等の	P134
	検討及び検討結果の記録保存について	F134
現状	社会教育関係団体育成事業とは、公共性のある適切な活動を行う社会教育関係団体に対	
	して、県が補助を行うことにより、社会教育のより一層の充実振興を図る事業であ	ある 。
	補助対象事業者に対する平成 29 年度における補助金を調査したところ、補助金額を上	
	回る繰越金が生じている団体があった。	
意見	補助金額を上回る繰越金がある団体の場合は、補助金を交付することの合理性や	適格性
	等を検討するため、その目的の範囲内で、そのような状況が生じている理由及び当	該団体
	の財政状況を把握するとともに、合理性等の検討過程及び結果について、文書に記	録し保
	存することが望まれる。	

以上